

平成31年3月16日(土)

司法書士による「『昔の借金110番』無料相談会」 (面談・電話相談)を開催します

長野県司法書士会
会長 室賀真喜男

長野県司法書士会は、平成31年3月16日(土)の午前10時から午後4時まで、訴訟上あるいは訴訟外を問わず、過去の借金の請求を受け、対応に困っている方を対象とした「『昔の借金110番』無料相談会」を下記の要領で実施します。

◆日 時：平成31年3月16日(土) 午前10時～午後4時

◆相談方法：下記会場における面談相談又は電話相談

1 面談相談 (要予約)

【相談会場】長野県司法書士会館2階(長野市妻科399番地)

【予約電話】026-232-7492

(予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です)

2 電話相談

【電話番号】0120-448-788 (フリーダイヤル)

◆相談料：面談及び電話相談ともに無料です

◆相談例：完済したはずの借金について、最近になり債権回収会社から請求書が届くようになったがどうしたらよいか

長年払えずにいた昔の借金をきちんと整理し、生活を立て直したい

裁判所から訴状や支払督促が届いたがどうしたらよいか

自宅に昔の借金の取り立て業者が来たがどうしたらよいか

◆問合せ先：長野県司法書士会 (TEL：026-232-7492)

「過去の借金が何らかの理由により返済できなくなっていたが、債権者からの請求もないためそのままにしていたところ、最近、突然知らない会社から請求書が届いた。そこには借りたお金の何倍もの延滞金をつけて払うよう記載されている」というケースは珍しくありません。

過去の借金は、借入や返済の事実関係、借入金額等が曖昧なうえ、契約書、領収書等が残っていることも稀であり、「返済すべき金額の確認」が難しいという性質があります。

長年放置されてきた借金については、法律的には消滅時効が成立していて、本来は時効の援用によって解決が図られるべきケースであることも少なくありません。

ところが、過去の借金を貸金業者から安く買い取ったうえ、元本に高額な遅延損害金を付加して借主から回収を図ろうとする債権回収会社の存在があります。消滅時効が成立している借金に高額な損害金を付けて回収をはかろうとするような業務形態には問題があると言わなければなりません。

突然の請求を受けた側は戸惑い、正当な法的主張をすることが出来ないまま本来払うべき額以上のお金を払ったり、そもそも払う必要のないお金を払ってしまうことが起こり得ます。このような事態に至らないためには、早期に法律家が法的助言を行ったり、事件に関与することが必要です。

そこで今般、過去の借金の請求を受けてお困りの方々のご相談にお応えすべく、標記の相談会を開催することといたしました。長年の借金の悩みから解放され、生活再建を願うの方々に対し、法的支援の機会が提供されますよう、標記相談会の開催について広く市民に周知していただけますよう、お願い申し上げます。

* * *

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、140万円以下の金銭請求等の場合には、裁判上および裁判外において代理人となることができます。また、地方裁判所においては、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「身近なくらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。